正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱細則

（根拠）
第１条　この細則は、「正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱」（以下「要綱」という。）第 19 条の規定に基づき、正社員雇用拡大助成金事業助成金の執行にあたり必要な事項を定めるものとする。

（中小企業事業主の範囲）
第２条　要綱別表１に定める中小企業事業主の範囲は、別表１のとおりとする。

（正社員の定義）
第３条　要綱第４条に定める正社員とは、新規雇用から６か月を経過する日までに、期間の定めのない労働契約を締結している労働者とする。

（対象者の定義）
第４条　要綱第４条に定める卒後１年以内の者とは、次の各号の学校等を卒業した者で、卒業した日から起算して１年以内の者とする。
（１）学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種専門学校、外国の教育施設の卒業者
（２）公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者。ただし、職業能力開発促進センター及びハローワークの実施するハロートレーニング（公共職業訓練及び求職者支援訓練）の修了者を除く。

（人材育成について）
第５条　人材育成の取り組みとは、対象者が新たに必要となるスキルの修得や資格取得等を目的に実施するものをいう。社会人として共通して必要となるものについては、事業者の事業内容、対象者の職務内容等により個別・具体的に判断する。
２　助成の対象とならないものは、別表２のとおりとする。

（職場定着について）
第６条　職場定着の取り組みとは、新たな福利厚生制度の導入や、事業所全体で実施する研修等、対象者が職場定着に繋がることを目的に実施するものをいう。
２　対象者をサポートする中間管理職等の研修等については、事業計画書（様式第１号の３）の内容等により個別・具体的に判断する。

（助成金の対象経費）
第７条　助成金の対象経費は、次に定めるとおりとする。
（１）交通費（通勤費を除く）は、事業所から研修地・講習地等までの往復分の費用とする。
①航空運賃（原則エコノミークラスのみ）
②車賃（バス、鉄道〔片道 100km 以上の特急料金を含む。〕等）
（２）宿泊費は、事業実施期間中の宿泊に係る費用とする。
（３）受験料・受講料は、事業計画書で承認を受けた内容に係るものとする。
（４）教材費は、前述の受験・受講に係るテキスト代等とする。事業者が実施する研修等

に使用することを目的とした、市販教材購入費用は対象外とする。
（５）講師謝金は、事業者が実施する研修や、新たな福利厚生制度の導入等のために、外部講師に支払う費用とする。
（６）会場使用料は、事業所外の研修室等を利用した際に要する費用とする。
（７）印刷製本費は、研修等の実施にあたり直接必要な資料等を印刷、製本する際に要する費用とする。
（８）その他、事業実施にあたり知事が必要と認める経費は、同事業のために使用されることが特定・確認できるものを助成対象とする。

（助成金額の算定基準）
第８条　助成金の交付決定は、千円未満は切り捨てて算定するものとする。

（助成金の対象とする事業実施期間）
第９条　要綱第４条の６か月の雇用期間算定は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 143 条に基づくものとする。

（新規雇用の証明書類）
第 10 条　事業者は要綱第４条に定める新規雇用の証明として「雇用契約書等の写し」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し」、その他必要に応じ県の求める関連書類を要綱第５条第１項に規定する申請書に添付しなければならない。

（外国人の在留資格）
第 11 条　外国人を本事業の対象者とする場合は、次の各号いずれかの在留資格をもって在留する者に限る。
（１）永住者
（２）日本人の配偶者等
（３）永住者の配偶者等
（４）定住者

（勤務実績の証明書類）
第 12 条　事業者は、新規雇用から６か月の間の勤務実績の証明として、「出勤簿の写し」を要綱第 10 条に規定する実績報告書に添付しなければならない。

（助成対象事業者及び事業内容審査）
第 13 条　要綱第４条の事業内容審査に当たっては、次の各号を審査するものとする。
（１）助成対象事業者については、登記簿等により審査する。
（２）事業内容の審査は、様式第１号の３の内容等により個別・具体的に審査する。

（事業を中止した場合の助成金の取り扱い）
第 14 条　助成金交付希望者が事業を中止した場合は、助成金は交付しないこととする。

（受託事業者を経由する申請書等）
第 15 条　要綱第 18 条第３項に定める受託事業者を経由する申請書等は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）正社員雇用拡大助成金交付申請書　　（様式第１号）

（２）正社員雇用拡大助成金交付申請取下書　　（様式第２号）
（３）正社員雇用拡大助成金事業計画変更申請書　　（様式第３号）
（４）正社員雇用拡大助成金事業中止（廃止）申請書（様式第４号）
（５）正社員雇用拡大助成金事業遂行状況報告書　　（様式第５号）
（６）正社員雇用拡大助成金事業実績報告書　　（様式第６号）
（７）正社員雇用拡大助成金事業事業所変更届出書　（様式第８号）
（８）その他知事が指示する申請書又は関係書類

附　則

この細則は、令和５年４月１日から施行し、令和６年３月 31 日をもって効力を失う。

別表１（第２条関係）

中小企業事業主の範囲は、企業全体で常時雇用する労働者の数の上限を３００人以下とし、かつ、表１の「主たる事業」ごとに、「Ａ 資本金の額または出資の総額」または「Ｂ 企業全体で常時雇用する労働者の数」に照らして、Ａ、Ｂどちらかの基準に該当すれば、中小企業事業主とする。ただし、資本金を持たない事業主は「Ｂ 企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断することとする。

なお、「主たる事業」は、表２(業種区分)に基づく。

表１

主たる事業	Ａ 資本金の額または出資の総額	Ｂ 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

表２（業種区分）

業 種	該当分類項目
小売業	大分類 I(卸売業、小売業)のうち 中分類 56(各種商品小売業) 中分類 57(織物･衣服･身の回り品小売業) 中分類 58(飲食料品小売業) 中分類 59(機械器具小売業) 中分類 60(その他の小売業) 中分類 61(無店舗小売業) 大分類 M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類 76(飲食店) 中分類 77(持ち帰り･配達飲食サービス業)
サービス業	大分類 G(情報通信業)のうち 中分類 38 (放送業) 中分類 39 (情報サービス業) 小分類 411(映像情報制作･配給業) 小分類 412(音声情報制作業) 小分類 415(広告制作業) 小分類 416(映像･音声･文字情報制作に付帯するサービス業) 大分類 K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類 693(駐車場業) 中分類 70 (物品賃貸業) 大分類 L(学術研究、専門･技術サービス業) 大分類 M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類 75(宿泊業) 大分類 N(生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類 791(旅行業)は除く 大分類 O(教育、学習支援業)(中分類 81,82) 大分類 P(医療、福祉)(中分類 83～85) 大分類 Q(複合サービス事業)(中分類 86,87) 大分類 R(サービス業<他に分類されないもの>)(中分類 88～96)
卸売業	大分類 I(卸売業、小売業)のうち 中分類 50(各種商品卸売業) 中分類 51(繊維･衣服等卸売業) 中分類 52(飲食料品卸売業) 中分類 53(建築材料、鉱物･金属材料等卸売業) 中分類 54(機械器具卸売業) 中分類 55(その他の卸売業)
製造業その他	上記以外のすべて

別表２（第５条関係）

人材育成の取り組みとして、以下の項目に該当すると判断される場合は、助成対象外とする。 １　職務に間接的に必要となるスキルの修得や資格取得にあたるもの （例：普通自動車（自動二輪車）運転免許の取得のための講習　等） ２　趣味教養を身につけることにあたるもの （例：日常会話程度の語学講習　等）